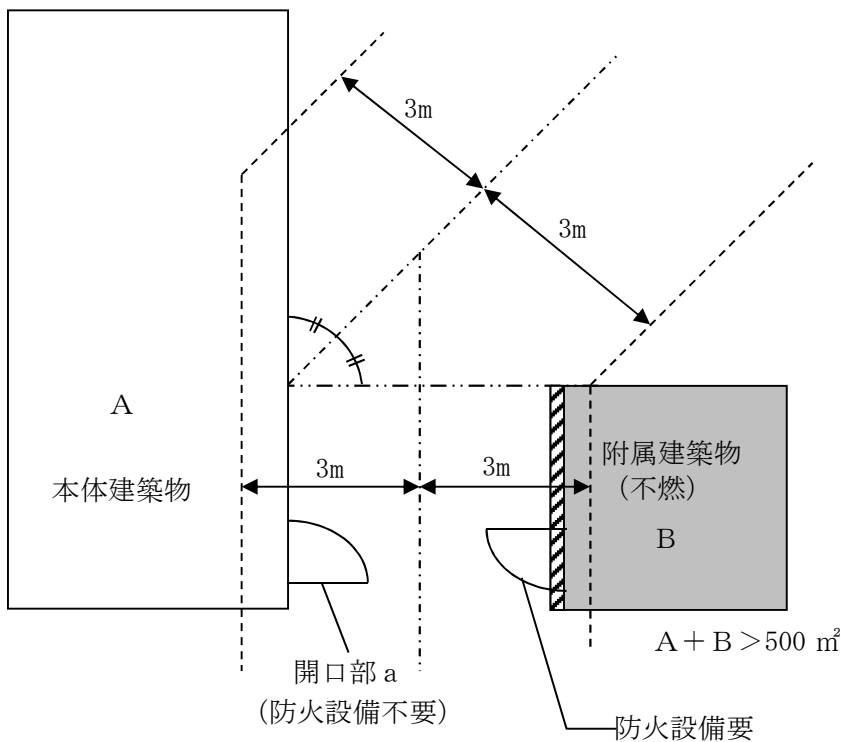


| | |
|-----|---------|
| 総 則 | 用語の定義 |
| | 法第2条第六号 |

平屋の附属物置等と延焼のおそれのある部分

附属建築物のうち、自転車置場・平屋建の小規模な物置・受水槽上屋・尿尿浄化槽上屋・ポンプ室等で、主要構造部を不燃材料で造り、開口部に防火設備が入っているものについては、法第2条第六号のただし書きの「その他これらに類するもの」として取り扱う。よって本体建築物の開口部 a には延焼のおそれのある部分を生じないので、防火設備は不要である。

なお、附属建築物のうち、自転車置場については防火設備がなくても可とする。



※延焼のおそれのある部分にある開口部のうち、本体に面する部分
(上図の に当たる部分) にある開口部には防火設備が必要

| | |
|--------|----------------------------------|
| 技術的助言等 | |
| 参考資料等 | 建築物の防火避難規定の解説 2016 (第2版) P3、P176 |